

(資料)

A・N・ダニーロフ

## ネッカー下流の流域における

## 8世紀後半—9世紀はじめのドイツ村落〔I〕

(ロルシュ修道院記録集の資料による)

8—9世紀ドイツ村落の社会経済制度の性格にかんする問題は、研究者が修道院記録集のようなカテゴリーの史料を研究してどのような結論に達するかによって、解決のしかたがきまってくるばあいが多い。

ドイツ・ブルジョア史学においては、あれこれの史学史上の傾向の一般的特徴と修道院記録集資料の研究方法とのあいだに直接の関連がみうけられる。G・L・マウラーとマウラーのマルク論の支持者たちとは、教会施設への寄進状 (traditiones) はなによりもまず、共同体的組織が中世において生きながらえ強固に存続しているのを立証するものである、と考えた。これにたいして19世紀後半の領主制説の代表者たちは、修道院記録集は、自由な農民層が隷属的・農奴的農民層へ転化するのを争う余地もなく証明している、つまり、世襲領的大土地所有者が全般的に勝利をおさめることを証明している、と考えた。<sup>1)</sup> これとともに指摘しておかなければならないことは、つぎの点である。すなわち、19世紀のなかごろならびに後半の歴史家たちにとっては、修道院記録集資料の取捨選択な利用が典型的であり、このような利用のしかたは、個々の書状を引用する手続においてもおこなわれ、また、種々様々な修道院記録集からいろいろのグループの書状を、関係のある地域の特徴を考慮することなく選択することによってもおこなわれたということである。

1) たとえば K. Th. Inama-Sternegg. Deutsche Wirtschaftsgeschichte. Bd. I, 2 Aufl. Leipzig, 1909, S. 287, 293, 330, 350-351, 354-355, 407-408 を参照せよ。

このような方法は、19世紀おわり—20世紀はじめに、A・ドブシュならびにG・カロのような歴史家たちから鋭い非難をうけた。<sup>1)</sup> 8—9世紀ドイツ村落においては社会経済関係に根本的な変革が生じたというドイツ歴史学におけるかつての支配的な考えかたをくつがえすことをその目的としたドイツ歴史学のいわゆる批判的傾向の種々様々な流派の他の代表者たちとおなじように、カロならびにドブシュは、修道院記録集資料は、自由な農民的土地所有者が強固であるという意味において農業関係は質的には変化しなかったということを立証するものである、と考えた。他方では、初期中世農業関係の社会的本質が変化しなかったとみとめながらも、W. ヴィッテヒならびにF. グーマンは、修道院記録集は、世襲領的關係が太古から存在し、自由な農民

的土地所有は存在しなかったということを直接に証明するすのである、と考えた。<sup>2)</sup>このようにして、ドイツ・ブルジョア史学における批判的傾向の種々様々な流派の代表者たちによる修道院記録集資料の体系的な研究を検討してみるならば、われわれは、その窮局の結論の点で正反対に対立した成果が、20世紀のはじめに存在したということをするのである<sup>3)</sup>が、このことは、なによりもまず、あれこれの歴史家の一般歴史的な考えかた〔のちがい〕によって説明されるものであった。

- 1) G. Caro. Zur Grundbesitzverteilung in der Karolingerzeit. 《Deutsche Geschichtsblätter》, Bd. III, Hf. 3, 1901, S. 69-70; G. Caro. Studien zu den älteren St. Galler Urkunden. 《Jahrbuch für schweizerische Geschichte》. Bd. 26, 1901, S. 208-209; G. Caro. Beiträge zur älteren deutschen Wirtschafts- und Verfassungsgeschichte. Leipzig, 1905, S. 1, 5-6; A. Dopsch. Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit, T. I. Weimar, 1921, S. 101-111.
- 2) W. Wittich. Die Frage der Freibauern (Untersuchungen über die soziale Gliederung des deutschen Volks in Altgermanischen und frühkarolingischer Zeit). Sonderdruck aus der 《Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte》. G. A., Bd. XXII, 1901; F. Gutmann. Die soziale Gliederung der Bayern zur Zeit des Volksrechtes. Strassburg, 1906.
- 3) 本稿のわくのなかでは、われわれは、ドイツ・ブルジョア史学におけるいわゆる批判的傾向があらわれてくる理論的・方法論的および思想的・政治的な基礎を考察することができない。これについては、レオ・シュテルンの諸著作：L. Stern. Zur Geistigen Situation der bürgerlichen Geschichtswissenschaft der Gegenwart. 《Zeitschrift für Geschichtswissenschaft》, 1953. Hf. 6; L. Stern. Gegenwartsaufgaben der deutschen Geschichtsforschung. Berlin, 1952.

おなじく、われわれの論文「カール大帝の御料地令と、歴史文獻におけるその説明」、『国立トムスク大学論文集』第121巻第2集、トムスク、1953年；「マウラーのマルク論の性格と中世農業史上におけるその地位にかんする問題によせて」、『国立トムスク大学論文集』第128巻、トムスク、1954年を参照せよ。

カロならびにヴィッテッヒは、寄進の対象の性格がどうであるかによっていろいろの書状を区分するという原則にもとづいた書状のグループわけの方法を立案することによって、traditiones の体系的な研究の端緒をきずいた。この方法は、その内容の点においてはたがいにいちじるしくちがっているコルヴェイ（ヴィッテッヒ）ならびにサン・ガレン（カロ）修道院記録集の資料にもとづいて立案されたのであるが、しかし、統計資料から彼らがひきだした結論の若干のものは、基本的には一致した。これはなによりもまず、寄進の対象全体のなかで、非自由民をとともわずに一つの居住地点のなかに存在する寄進地の比重<sup>1)</sup>が大きかったということと関連がある。彼らの修道院記録集資料の研究方法は、一つの、また同様に数箇所<sup>1)</sup>の居住地点において、一つでは

なく数箇の寄進をおこなった寄進者を区別することを可能にし、そして、所与の教会施設への寄進者としては直接にあらわれない土地所有者たちを確定することを可能にする方法をつくりだすことによって完成されたのである。<sup>2)</sup>

- 1) E. シル-クレメールの資料によれば、個々の修道院記録集において非自由民をとまわずに一つの地点に存在する寄進地が寄進地全体にたいしてしめる割合は、サン・ガレン—33%、コルヴェイ—25%、フライジング—22%、ヴィツェンブルグ—12%をなしている (E. Schill-Krämer. Organisation und Grossenverhältnisse des ländlichen Grundbesitzes in der Karolingerzeit. 《Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte》, Bd. XVII, 1924, S. 284)。これらの資料は、カロがサン・ガレンの書状を研究し、ヴィッテヒがコルヴェイの書状を研究してえられた成果にたいして基本的には照応している。
- 2) カロの労作 (G. Caro. Studien zu den älteren St.-Gallen Urkunden. 《Jahrbuch für schweizerische Glschichte [Geschichte]》, Bd. 26, 1901; Bd. 27, 1902) は、この点でも創始的な意義をもっている。

この仕事全体は、修道院記録集資料を利用する可能性をいちじるしく拡大し、そしてとくに、あたらしい、学問上の点でより完成された版本の修道院記録集があらわれるのを促進した<sup>1)</sup>。しかし、ブルジョア史学における史料学の理論的・方法論的な基礎と、traditionesの研究・利用方法をつくりだした歴史家たちの一般歴史的な世界観とは、ここにも完全にあらわれたのである。問題はたんに、あれこれの形式的な指標にもとづいて修道院記録集が研究されているので、その結果としてえられた統計資料は、村落における社会関係の真のありさまを本質的にあきらかにしないでそれをぼやかすことによって、みかけのうけだけの十分さをもっているにすぎないという点にのみ存在しているのではない<sup>2)</sup>。問題は、ブルジョア中世史学の一般方法論的な立場が、書状の内容の評価のうえにも、また、彼らがうけとった結果のグループわけのうえにもあらわれているという点にも存在しているのである。

- 1) フライジング書状 (Th. Bitterauf. Die Traditionen des Hochstifts Freising. Bd. I. München, 1905) ならびにロルシュ書状 (K. Glöckner. Codex Laureshamensis. Darmstadt, Bd. I, 1929; Bd. II, 1933; Bd. III, 1936) の出版は、このようなものである。
  - 2) 内容の点できわめて様々にちがっているいろいろの書状にたいして適用された形式的・統計的な計算をきわめて広範に利用した実例は、まえにあげたシル-クレメールの論文である。この論文の著者は、このような計算の結果として、サン・ガレン、ヴィツェンブルグ、フライジング、コルヴェイ、ならびにロルシュ修道院記録集の書状では世襲領主的寄進者が決定的に優勢であったという結論に達している (《Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte》, Bd. XVI, S. 291-292)。
- もしもわれわれが、歴史研究の方法は歴史家の依拠する歴史観と有機的に統一され

ていることを考慮しないとすれば、それは、完全にまちがっているであろう。歴史家の技術的な研究方法は、この研究の成果の利用方法とおなじように、歴史過程にたいする研究者の見解の総体とかかわりなくそれ自体として存在するものではない。

たとえば、われわれは、初期中世における大規模な教会世襲領の形成は、以前には自由農民に所属していた土地財産が聖職の世襲領主の財産に大量的に転化することによってひきおこされたのではないと立証しようとするところの20世紀の反動的なドイツ中世史学にとって特徴的な志向を、偶然的なものであるとみとめることはとうていできない。すなわち、この志向は、修道院記録集資料を評価する原則と密接にむすびついていることがわかるのである。F・リュトケが、農民的寄進は、大規模な教会世襲領の形成においてまったくわずかな役割しか演じなかったと主張するばあい、彼はこの主張を、農民的所有者の寄進は、修道院記録集においてきわめてまれなばあいにしかみいだしえないという事実を論拠として論証している<sup>1)</sup>。この論拠は、修道院記録集資料の研究にさいして歴史家が、農民的寄進の対象はかならず寄進者の経営のすべてであり、修道院記録集資料によって証明された幾千の小寄進地（耕地の個々の地面、わずかな規模の小採草地、ぶどう園、小さな森林占取地、その他）は、かならず世襲領主の寄進地もしくは不明確な寄進地のなかにかぞえられなければならないという前提から出発するばあいにはじめて、効力をもちうるにすぎないものである。しかもそのばあい、不明確な寄進地の性格をあきらかにすることは、一般的には不可能なことであり、それゆえ、この不明確な寄進地は、8—9世紀の村落における農業関係の研究にさいしてはあまり引用することができないものなのである。

1) F. Lütge. Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters im mitteldeutschen Raum vornehmlich in der Karolingerzeit. Jena, 1937, S. 235-236.

教会施設への寄進者がだれであったかという問題を考察するにあたって、初期中世ブルグンドにおける農業関係にかんする内容ゆたかな書物の著者、A. デレアージュは、この時代における農業関係が複雑であり多様多様であるということにかんする一連の重要な考察をおこなった<sup>1)</sup>。しかし、それとともに彼は、修道院記録集資料の研究方法という範囲をはるかにこえて一定の方法論的な意義をもっている結論<sup>2)</sup>に到着したのである。これらの結論は、もしもそれが完全に正しいものであるとみとめられるならば、寄進状研究の今後の方法を規定するものとなるであろう。

1) A. Deleage. La vie rurale en Bourgogne jusqu'au début du onzième siècle. Macon, 1941.

2) Ibid., p. 223-224.

デレアージュは、初期中世村落には多種多様な型と形態の土地所有が存在していることを正しく確認し、寄進者の社会的地位をきめることが問題なのであると正しく指摘しながらも、それと同時に彼は、初期中世農業制度の研究にあたっては、一方における世襲領主と他方における農民の対立は、歴史家にとっては第一義的な意義をもつ

ものではないと主張している。デレアージュの意見によれば、寄進者の社会的属性がどうであるかをきめる規準の研究は、後景へしりぞかなければならない。なぜならば、この研究は、重要な成果をあたえることができないからである。

これにたいしては、われわれはけっして同意することができない。もちろん、歴史家は、初期中世の農業的現実を、その複雑性と多種多様性の全体において研究しなければならない。しかし、はたして歴史家は、その研究において、この複雑性とこの多様性の確認だけにとどまることができるであろうか？はたして歴史家は、農業関係の発展過程における主導的な諸傾向をあきらかにしなくてもよいであろうか？はたして歴史家は、いろいろちがったカテゴリーの土地所有者が農業制度においてどのような地位をしめるかという問題、そして、これらのカテゴリーからなにが発生し、それらのそれぞれはどのような方向に発展していくかという主要な問題にたいしてこたえることができないであろうか？

これらならびにこれらに類似する問題にたいする回答がどのように困難であるにせよ、歴史家は、もしも農業関係の本質をみきわめようと欲するならば、このような問題にたいするそれ相応の回答をさけることはできない。世襲領主（封建的所有者）と農民とは、デレアージュが指摘しているように、たんに両極端の社会的な型の所有者であるばかりではなく、彼らは、その運命が農業史全体にとって第一義的な意義をもつような型なのである。封建的所有者と封建的隷属農民——これは、問題になっているのが農業関係の本質であり、たんに農業関係の外的形態の記述ではないというかぎりにおいて、初期封建時代のおわりのころにおける農業関係の風貌を規定する社会的勢力なのである。一方における封建的所有者と他方における封建的隷属農民層という社会的な対蹠的存在物の発生史こそは、初期中世の他の型の土地所有者全体を研究するさいの注目の的に位置しないわけにはいかない。修道院記録集資料にあらわれるいろいろの寄進者の社会的地位をきめることがむずかしいのは、封建制度の発生は、同時的におこなわれるものではない——しかも、それは一様な形態においておこなわれるとはかぎらない——という事情によってなによりもまず規定されている。しかし、世襲領主や自由農民——農民的な型のアロッド所有者であった——のようなカテゴリーの重要さを無視することは、修道院記録集資料を研究するさいのこの困難さを克服する方法ではありえない。

ソビエトの歴史家たちは、初期中世の社会経済関係を研究するにあたって、修道院記録集の研究に重要な意義をあたえている。この種類の史料を検討して、彼らは、それらは、いろいろちがった具体的・歴史的条件下における封建化過程の全段階を映しだすものであると考えている<sup>1)</sup>。修道院記録集資料を研究するにあたっては、ソビエトの歴史家たちは、その内容の点で同質の書状を統計的に研究するというやりかたをもちいてもいるし、また同様に、書状の内容の深くほりさげた全面的な分析という方法をも主としてもちいている<sup>2)</sup>。

1) ア・イ・ネウシヒン「階級としての封建的隷属農民層が発生する過程の第一段

階の問題によせて、論文集『中世』第6集、1955年〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』（有斐閣刊・1960年）、所収〕；ア・デ・ウダリツォフ『カロリング・フランドル農業史論』、モスクワ＝レーニングラード、1935年。

- 2) エヌ・ペ・グラツィアンスキー「ドブシュによってあきらかにされたカロリング時代の *traditiones*」、『ロシア社会科学研究所協会歴史研究所論文集』第1集、モスクワ、1926年；ア・イ・ネウスイヒン「8—9世紀のヴォルムス・ガウにおけるロルシュ修道院寄進者の経営構造」、『国立モスクワ大学紀要』第114集、1947年；エリ・テ・ミリスカヤ「8—9世紀の西南ドイツにおける村落の社会構成」、論文集『中世』第7集、1955年〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、所収〕；ア・デ・ウダリツォフ「サン・ベルタン修道院領における保有制度」、『ロシア社会科学研究所協会歴史研究紀要』第3集、モスクワ、1929年。

修道院記録集のなかにその全部あるいは抜萃のかたちでその大部分がふくまれている幾千という書状は、独特な史料である。教会施設による土地ならびに他の財産の獲得を法律的に定式化するにあたって、*traditiones* は、まったく明確な視角のもとに歴史的現実を映しだしている。*tradition* は、教会施設の利害というプリズムをつうじて屈折させられたかたちにおける同時代の農業関係を映しだしている<sup>1)</sup>。しかも、われわれが関係をもつのは、8—9世紀の農業的現実の多様なありさまの一部分だけである。8—9世紀の農業的現実は、たんに教会施設への寄進者の財産譲渡行為を法律的に定式化するにあたって必要であったかぎりにおいて、書状の作成者の視野にあったにすぎない<sup>2)</sup>。それゆえ、われわれは、(修道院記録集資料によって初期中世村落における社会経済関係をあきらかにするにあたっては)、いろいろの書状のなかにふくまれている間接的な証言を広範に利用しなければならない。このような証言がある程度の制約をもっているにもかかわらず、われわれは、種々様々な別の修道院記録集のなかの書状さえをも借用しながら、たんに一つの地域だけでなく、いくつかの地域に關係のあるいろいろの書状を比較対照してみなければならない。そのため、このようにしてえられた結果がひじょうに仮定的なものとなることはさげられない。

- 1) まさにそれゆえ、通例ではわれわれは、寄進者が教会へその財産を譲渡する本当の理由を、書状の内容から察知することはできない。巨大な数量の書状は、寄進がそのばあいまったく自発的に、いわば宗教的動機によっておこなわれたと伝えている。ところが、いろいろの〔部族〕法典、勅令、物語史料の争う余地のない証言から判断するならば、われわれは、宗教的動機は、教会への財産譲渡をひきおこした原因のなかでけっして第一位の役割を演じなかったと考えることができる。たとえば、『バイエルン部族法典』第7章第4節においては、つぎのように指示されている。《*Quamvis pauper sit, tamen libertatem suam non perdat nec hereditatem suam [suam], nisi ex spontanea voluntate alicui tradere voluerit; hoc potestatem habeat faciendi*》〔彼がいかに貧しくとも、彼は自己の自由身分をも自己の相続財産

をも失うことなかるべし。但し自発的意思により誰かに〔自由身分または相続財産を〕引渡さんとするときはこの限りにあらず、彼はこれをなす権利を有すべし〕

〔世良晃志郎訳『バイエルン部族法典』、237—238ページ〕。教会への財産譲渡をしめすのにわれわれの文献のなかで確定的なものとなっている「寄進」という用語は、ことばの本来的な意味における寄進とはけっしてひとしくない。

さらにわれわれは、教会が有益な社会的役割を演じたという考えに支配されているゆえにのみドプシュは、共同体の土地をめぐる隣人小土地所有者と争う係争において教会世襲領が、悪意ある人物の襲撃から正義と秩序をまもる被圧迫者側としてえがかれている教会書状の言明を信用しているのである、とのべることができる (A. Dopsch. *Wirtschaftsentwicklung*, T. I, S. 397-399; A. Dopsch. *Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters*. Wien, 1928. S. 280-281)。

- 2) それゆえ、修道院記録集資料を研究してえられた結果——たとえばそれが、もっとも慎重な、そして綿密に引用された統計的計算の結果であったとしても——の評価にさいしては、われわれは、この結果が相対的であり、条件的であるということをおすれてはいけない。

それにもかかわらず、修道院記録集は、初期中世村落における封建制度の発生史、とくに、8—9世紀ドイツの大部分の領域における、また同様にドイツの個々の諸地域にかんする封建的隷属農民層階級の発生史の研究にとっては、そのなかにふくまれている資料の重要さの点でひじょうに貴重な史料である。

ネッカー河下流の地域における8世紀後半および部分的には9世紀はじめの農業関係を考察しようとするわれわれのころみは、Lobdengauの諸村落に関係のあるロルシュ修道院記録集資料によっておこなわれる<sup>1)</sup>。Lobdengau内においては、8世紀後半—10世紀はじめのあいだでは、ロルシュ修道院による財産獲得が30箇所の居住地点において証明されている<sup>2)</sup>。これらの居住地点の配置にとって特徴的なのは、地域上の密度が大きいということである。たとえば、ネッカー河岸におけるノイエンハイム村からヴェシニッツ河岸におけるヴァインハイム村までに、すなわち、15—17キロ・メートルのあいだに南から北へむかいほとんど直線にそって、9箇所の居住地点が存在し、そのなかのすでに4箇村が、大きな村落をなしている。ネッカーとライムバッハとの河間地域内では、これらの河がラインに流れこむ地域ではほぼ15×7.5キロ・メートルの領域において、ロルシュ修道院記録集は20箇所の居住地点について記述している<sup>3)</sup>。

- 1) われわれによって利用されるのは、なによりもまず、グレックナー版のロルシュ修道院記録集第274—第818号の書状である。Lobdengauに関係のある書状は、ロルシュ修道院記録集の他の多くの篇とはちがって、通例は *traditiones* の原初テキストの完全な写しであり、ふつうは証人名簿をふくんでいる。
- 2) ロルシュへの寄進の圧倒的多数は、ここでは、8世紀の60年代から9世紀の30年

代のはじめにかけての時代のものである。

- 3) 残念なことには、われわれには、フリッツ・トラウツの労作 (Fr. Trautz. Das untere Neckarland im frühen Mittelalter. Heidelberg, 1953) が入手されていないことがわかった。

ロルシュ修道院記録集のなかにふくまれている書状の数の点で Lobdengau における全村落のなかで第一位にあるのは、ハンドシュスハイム村である<sup>1)</sup>。それゆえ、われわれは、ネッカー下流地域における 8 世紀後半—9 世紀はじめの農業関係の性格をあきらかにしようとするにあたっては、この村落を凝視しないわけにはいかない<sup>2)</sup>。

- 1) Handschusheim. 史料のなかでもっともしばしばみられるのは、Hantschusheim という書き写しである。

- 2) ロルシュ修道院記録集のこの篇の 545 通の書状の総数のなかで、ハンドシュスハイムにおける修道院の獲得は、125 通以上の書状において証明されている。それだけでなく、ハンドシュスハイムからの 10 回をこえる寄進が、修道院記録集の他の篇でも記述されている。ハンドシュスハイムからでていた全書状の  $\frac{3}{4}$  以上は、765 年から 800 年にかけての時代にかんするものである。

ハンドシュスハイム村は、ネッカー河がラインに流れこむ地点から南東約 17 キロ・メートルの、ネッカー右岸における現在のハイデルベルヒ市の地域に存在した。ネッカーの右の支流、シュタインバッハ (われわれの史料の書き写しにおいては、Steinbaha) 河にそってハンドシュスハイムのさらに東には、8 世紀後半にはまだ居住地点があきらかに存在しなかった森林区域が存在していた。この森は、ネッカーの支流——ラックスバッハ (Ulvina) ならびにフィンケンバッハ (Ulvina orientalis)——にそって、さらに東へのびていた。ハンドシュスハイムの西方ならびに西北のあたりにも、あきらかにより小さな規模の森林付属地が存在していた。

すでに 8 世紀の後半には、ハンドシュスハイムならびに隣接諸村落の住民たちは、しだいに森林をきりひらいて耕地やぶどう園にしはじめていた<sup>1)</sup>。しかし、彼らは、森林地を占取して農耕に使用することにまだ決定的に成功するまでにはいたらなかった<sup>2)</sup>。8 世紀後半におけるハンドシュスハイムならびにその隣接諸村落の農業生産の発展は、われわれの史料から判断することができるかぎりでは、森林区域全般の占取よりはむしろ、ぶどう栽培のはげしい成長を特徴としている<sup>3)</sup>。

- 1) 占取は、ハンドシュスハイムの西方ならびに西北のあたり (772 年の第 313 号、778 年の第 329 号、781 年の第 402 号の書状を参照せよ) だけではなく、ラックスバッハの地域 (772 年の第 313 号、772 年の第 314 号、778 年の第 390 号の書状を参照せよ) でもおこなわれた。

- 2) シュタインバッハ地域における森林地のはげしい占取がおこなわれたのは、もはや 9 世紀のなかごろになってからのことである。たとえば、850 年のころに、Eschrihic ならびに Heimric は、ここで 10 フーフエの規模の占取地をつくった



——第410号——。

- 3) 森林地面の開墾は、しばしば、あたらしいぶどう園の創設によってひきおこされた。《I bifangum ad vineam faciendum》〔ぶどう園をつくるための一つの新墾地を〕——第393号(792年)——；《unum proprium ad ipsam vineam pertinentem》〔ぶどう園自体に所属する一つの新墾地を〕——第544号(779—782年)——；《unum proprium ad vineam faciendam, quam pater meus ibi propriis》〔わたしの父がそこで占取した、ぶどう園をつくるための一つの新墾地を〕——第628号(777年)——；《unam vineam cum uno stirpo》〔一つの新墾地をともなった一つのぶどう園を〕——第402号(781年)——。あきらかに8世紀後半にはぶどう栽培が、Lobdengauのすべての場所で発展したというわけではないということを指摘しておかなければならない。たとえば、766—797年の期間の(第749号—第765号の)シュエッチング村(Suezzingen——これは、ハンドシュスハイムから南西10キロ・メートルのところにある)に関係のある17通の書状では、ぶどう園の記述は、寄進の自立的対象としてであるにせよ、また、付属物法律文例においてであるにせよ、どの書状のなかにも存在していない。ジッケンハイム村(Sickenheim——これは、ハンドシュスハイムから北西8キロ・メートルのところにある)およびヴァールシュタット村(Walahastat——これは、ハンドシュスハイムの北西12キロ・メートルのところにある)に関係のあるいろいろの書状によって、われわれは、おなじような考察をおこなうことができる。

ロールシュ修道院記録集は、ハンドシュスハイムにおける修道院の財産獲得を定式化した約100通の書状(765年から800年にかけての)をふくんでいる。

これらの書状のなかで、われわれは29単位<sup>1)</sup>からなるグループ(第1グループ)を区別することができるが、このグループの本質的な指標はつぎのようなものである。(a) 寄進地が小規模な性格をおびており、完全な経済上の複合体をなしていなかったこと。(b) 寄進者は、ハンドシュスハイムにおいてはただ一回しか寄進をおこなわず、一般にLobdengauの他の村落においては寄進者としても、また証人としても確証されていない。この書状グループにおける寄進の基本的対象はぶどう園であり、このぶどう園については、それがきわめてわずかな規模でしかなかったことが直接的に指示されているばあいもある<sup>2)</sup>。18通の書状においては、寄進の対象はぶどう園だけであった<sup>3)</sup>。のこりの書状における寄進の対象は、屋敷地の持前とぶどう園<sup>4)</sup>、地面をともなったぶどう園<sup>5)</sup>、3モルゲンまでの規模の耕地の個々の地面<sup>6)</sup>、屋敷地の持前<sup>7)</sup>、森林における占取地<sup>8)</sup>であった。

1) 第281、第283、第284、第286、第289、第293、第296、第298、第303、第304、第305、第306、第309、第310、第312、第325、第329、第330、第332、第336、第337、第345、第348、第350、第352、第354、第358、第360、第362号。

2) 第298、第309、第332号。

- 3) 第281、第283、第284、第289、第293、第298、第304、第305、第309、第325、第330、第332、第337、第345、第348、第356、第360、第362号。
- 4) 第286、第296号。
- 5) 第303、第310、第352号。
- 6) 第312、第336、第350、第354号。
- 7) 第306号。
- 8) 第329号。

第1グループのいちじるしい数の寄進者にかんしてわれわれは、彼らは、ハンドシュスハイム村にとって偶然的な人間ではなく、ぶどう園もしくは1—2モルゲンの土地を寄進したのちにここで土地所有者であることをやめなかった、と主張してもさしつかえない。たとえば、767年に一つのぶどう園をロルシュへ譲渡した Ascheric は、このようなものである<sup>1)</sup>が、彼は、この譲渡ののちにもハンドシュスハイムにおいて土地所有者として証明されている<sup>2)</sup>。787年にぶどう園の寄進者としてあらわれた Sicco<sup>3)</sup> は、あきらかに、ハンドシュスハイムにおいて他の土地財産をも占有していた<sup>4)</sup>。Liubbold<sup>5)</sup> は、787年および791年の3人の人物の寄進にさいして証人としてあらわれ<sup>6)</sup>、Gisilbald<sup>7)</sup> は、767年の第286号の書状において証人としてあらわれただけでなく、彼の死後、Rupert と Hado は、《pro anima Gisibaldi》[Gisibald [Gisilbald] の供養のために] 一つのぶどう園を《in confini Hanscuhesheim》[Hanscuhesheim [Handschusheim] の境界内において]<sup>8)</sup> ロルシュへ譲渡した。796年にぶどう園を寄進した Starcher<sup>9)</sup> は、第348号の書状においては証人としてあらわれた。769年の第306号の書状における寄進者——アダルマン<sup>10)</sup>——についても、おなじことをのべなければならない。29人の寄進者のうちで1人の修道士<sup>11)</sup>と3人の婦人<sup>12)</sup>——彼らの財産上の地位にかんしては、このばあいなんらかの仮定をのべることができない——をのぞくならば、のこりの25人の寄進者にかんしてわれわれは、たとえその土地財産のすべてではないにしても、いずれにせよその圧倒的部分が、ハンドシュスハイムにだけ存在したと考えてさしつかえない。

- 1) 第293号。
- 2) 《...vineam I quae est affinis Ascrichi...》[Ascrich [Ascheric] と境を接している一つのぶどう園を] ——第305号 (768—769年) ——。
- 3) 《...dono pro anima coniungis [conjungis] meae Angilbrudae ... portionem meae de vineam I in Hantscuhesheim, quae mihi de parte coniungis [conjungis] meae iam [jam] dicte [dictae] legitime obvenit...》[わたしは、わたしの妻 Angilbrud の供養のために、すでにのべたわたしの妻の部分からわたしの合法的にあたえられた Hantscuhesheim [Handschusheim] における一つのぶどう園のわたしの持前を、……寄進する] ——第348号——。
- 4) それゆえ、彼は、768年 (第303号) におけるベルトゥスの寄進にさいして証人に

あげられているのである。つまり、787年に彼が譲渡したのは、自分のぶど園ではなく、以前には彼の妻の財産であったところのぶどう園である。彼女が死亡したのちにはじめて、このぶどう園は、Sicco の財産となったのである。

- 5) 第332号。
- 6) 第348、第352号。
- 7) 第296号 (767年)。
- 8) 第275号 (782年)。
- 9) 第358号。
- 10) 第344号 (768年) ならびに第325号 (777年)。
- 11) 第281号。
- 12) 第303、第329、第330号。

第2の書状グループは、27単位からなりたっている(第2グループ)<sup>1)</sup>。第1グループの書状におけるとおなじように、ここでもやはり寄進の対象は、完全な経済上の複合体としてはあらわれていない。寄進者たちは、やはり35年間にハンドシュスハイムにおいて一つの寄進だけしかおこなわなかったが、しかし、第1グループの寄進者たちとはちがって、彼らは、この村のそとにおいて土地所有者として確証されている。すなわち、彼らは、他の村落においても寄進者としてあらわれたり、あるいはしばしば、Lobdengau 内におけるロルシュへの寄進にさいしての証人としてみうけられた。第2グループの書状の庄個的部分、すなわち、20通の書状<sup>2)</sup>は、小規模なぶど園の地面をロルシュが獲得するのを書きしるしている。第2グループののこりの書状においては、寄進の対象は、わずかな数量の地面の耕地<sup>3)</sup>、1人の非自由民をともなったぶど園<sup>4)</sup>、屋敷地の一部分<sup>5)</sup>、2人の非自由民をともなった小舎<sup>6)</sup>であった。

- 1) 第280、第288、第290、第291、第292、第295、第299、第307、第308、第311、第323、第327、第333、第334、第335、第338、第339、第340、第341、第342、第349、第482、第625、第763、第2501、第2510、第2623号。
- 2) 第280、第288、第290、第291、第292、第295、第299、第311、第323、第333、第338、第339、第340、第341、第342、第349、第482、第625、第2501、第2510号。
- 3) 第307、第335、第2623号。
- 4) 第308号。
- 5) 第327、第334号。
- 6) 第763号。

ハンドシュスハイムにおける寄進が Lobdengau のそとに存在する地点での寄進と結合するばあいにはすべて、ハンドシュスハイムにおける寄進者の土地財産は、寄進の他の対象と生産上の統一をなしていなかったと主張しても、それは、あやまりではないであろう<sup>1)</sup>。

- 1) 第339、第2501、第2623号。それだけではなく、767年(第280号)における一つ

のぶどう園の寄進者 Gernant は、785年にロルシュにたいして、《in Scrizesheim, et in Seheshum, quantumcumque ibi in vineis, et aliis rebus habere visi fuimus..... Similiter in pago Wormacinse in Turnheim portionem meam quam de rebus germani mei Gerhardi partitus sum.....》[Scrizesheim および Seheshum において、わたしがそこでぶどう園やその他のものにおいてもっているとおもわれていたすべての量のものを……。そしてまた同様に、Turnheim における Wormacins という村で、わたしの兄弟 Gerhardus のものから区分されているわたしの持前を……] ——第421号——譲渡したのである。

数人の寄進者にかんしては、彼らの土地財産の基本的な複合体が Lobdengau のどの村に存在しえたかを考えることが、一般的に困難である。すなわち、彼らの寄進地は、ハンドシュスハイムにおけるものも、また他の村落におけるものもひとしく小地面であったが、証人簿の比較対照をもふくむ他の資料は、なんらかの明確な仮定をおこなうほどの素材をあたえてくれない<sup>1)</sup>。

1) 第292、第299、第308、第311、第323、第333、第334、第340号の書状における8人の寄進者。

2人の寄進者、Liuthelm および Berdad が、ハンドシュスハイムに存在していた経営を管理していたということは、まず確実である<sup>1)</sup>。ところが、彼らは、書状においてはもっとも近い隣村ギッレンバッハ(ハンドシュスハイムの北方2キロ・メートルのところの)の出身としてあらわれているが、これにかんしていえば、彼らは、そこではあまり大きな財産をもっていなかった<sup>2)</sup>。

1) Liuthelm は、767年にぶばう園を寄進し(第291号)、772年にはさらに一つのぶどう園によって隣人に記憶され(第311号)、774年には証人としてあらわれている(第320号)。彼が死んだのは780年のころであるが、その年には、彼の供養のために、1モルゲンの規模の耕地が寄付された(第350号)。Bertdad は、769年(第307号)に1モルゲンの耕地を寄進している。778年(第329号)には、彼の娘は、彼女が父からうけとった森林占取地を譲渡している。

2) 第384、第385号。

ハンドシュスハイムにおいて小さな地面をロルシュへ譲渡した8人の寄進者<sup>1)</sup>は、寄進した時期に Lobdengau の他の村落においてより大きな財産をもっていたことは疑いない。778年にハンドシュスハイムにおいて屋敷地の持前を寄進した寄進者 Hardrad<sup>2)</sup> は、782年に、クロッペンハイム村(ハンドシュスハイムの西方10キロ・メートルのところの)における Reginbald といっしょに、屋敷地の半分、12モルゲンの耕地、そして一つの採草地を譲渡した<sup>3)</sup>。772年に Wolfgoz は、Hodelung といっしょに、ハンドシュスハイムにおいて1モルゲンの土地を譲渡した<sup>4)</sup>。5年たってから、ジッケンハイムにおいて Reginbald は、Wolfgoz の依頼によって、屋敷地、耕地、そして彼に所属する採草地持前を、ジッケンハイムにおいてロルシュへ譲渡し

た<sup>5)</sup>。Hucpert と Irminlindis は、782年に、たんにハンドシュスハイムにおけるぶどう園の所有者であっただけではなく、イルヴェスハイムにおける屋敷地と6モルゲンの土地の所有者でもあった<sup>6)</sup>。ハンドシュスハイムにおける三つのぶどう園の寄進者である Bizzo<sup>7)</sup>は、ジッケンハイムにおける屋敷地とフーフエの寄進者でもあり<sup>8)</sup>、それだけではなく、彼はあきらかに、これらの諸村落ならびにその隣接諸村落における寄進を定式化したいくつかの書状において証人としてもあらわれた<sup>9)</sup>。Wanilo は、ハンドシュスハイムにおいて一つのぶどう園をロルシュへ譲渡すると同時に、おなじ書状によって、30モルゲンの土地をともなう屋敷地をヴァッルシュタットにおいて譲渡するのを定式化した<sup>10)</sup>。修道尼 Ida は、ハンドシュスハイムにおいて一つのぶどう園を、そしてジッケンハイムにおいて50モルゲンの土地、建物をともなった屋敷地、8荷車分の乾草のとれる採草地、2人の非自由民を譲渡した<sup>11)</sup>。他の人物にかわって寄進をおこなった2人の寄進者、司祭 Betdo<sup>12)</sup>と Roolf<sup>13)</sup>は、あきらかに、ハンドシュスハイム外における財産をももっていた<sup>14)</sup>。

1) 第295、第335、第327、第338、第349、第482、第625、第763号。

2) 第327号。

3) 第613号。ところが、第453号(773年)ならびに第459号(778年)の書状では、彼はおそらく、イルヴェスハイム村(Ulvinisheim — これは、クロッペンハイムの北東5キロ・メートルのところにある)の出身である。

4) 第335号。

5) 第643号(787年)。

6) 第338、第467号。

7) 第349号(789年)。

8) 第640号(791年)。

9) 第373、第439、第471、第630、第639、第644号。

10) 第482号(766年)。

11) 第625号(774年)。

12) 第341号(784年)。

13) 第342号(776—804年)。

14) Betdo は、800年にドルンハイムならびにマンハイムにおける9モルゲンの耕地と3荷車分の乾草のとれる採草地の寄進にさいして証人としてあらわれた(第345号)。Rolf は、ハンドシュスハイム村において(第364号)、またハンドシュスハイム外において(第475、第651、第773号)証人である。そして彼自身は、あきらかに、ハンドシュスハイム・マルクにおける Roolfeshuson 占取地の創設者である(795年の第689号)。

第3の書状グループ(第3グループ)は、ハンドシュスハイム内における完全な生産上の複合体としてみなすことができるような対象が譲渡され、しかもそのばあい寄

進者は、ハンドシュスハイム外において所有者であったかもしれないけれども、この村では一つの寄進だけしかおこなわなかったということの特徴としている。このような書状は、12通をかぞえる<sup>1)</sup>。

1) 第319、第324、第331、第356、第357、第359、第361、第439、第465、第689、第2457号。

Ado ならびに Appo は、Godebert の依頼によって、建造物をともなった屋敷地、耕地、ぶどう園、そしてゴデベルトがハンドシュスハイム・マルクにおいてもっていたすべてのものを、799年に譲渡した<sup>1)</sup>。790年には Wolfbert と Rutbert は、Hildigardis と Starcfrid のかわりに、屋敷地の半分と、Hildigardis がハンドシュスハイムにおいてもっていたすべてのものを譲渡した<sup>2)</sup>。Rutpert は、774年に、ハンドシュスハイムにおける自分の財産のすべてを譲渡した<sup>3)</sup>。書状は、ルトペルトの経営規模にかんする指示をふくんではいない。しかし、経営の一般的記述から判断するならば、譲渡されているのは、非自由民がそこには存在していないけれども、経済的にはかなり強固な経営であるということは疑いない。われわれは、781年にハンドシュスハイムにおいてこのマルク共同体内でそれに所属していたすべてのものをともなった屋敷地を譲渡した Haio ならびに彼の妻 Mehinswint については、いくらか多くの資料をもっている<sup>4)</sup>。このおなじ2人の人物は、イルヴェスハイムにおいて789年に、10モルゲンの耕地と、彼らがそこでもっていたすべてのものを、またおなじくエディンゲン (Edingen—これは、ハンドシュスハイムの南西5キロ・メートルのところにある) においては、投網漁場における自分の持前を譲渡した<sup>5)</sup>。おなじ年に彼らは、一つのぶどう園を譲渡した<sup>6)</sup>。ハンドシュスハイムにおける795年の Herdrich の寄進地は、やはり、一定の生産上の単位として考えられる<sup>7)</sup>。第324号 (778年) と第356号 (792年) の書状において記述されている特別の寄進では、たんに経済上の複合体が譲渡されただけではなく、同時に、いちじるしい数の非自由民が修道院によってうけとられている。第一の事例では、8家族と7人の土地なしの人間<sup>8)</sup>とが、第二の事例では13人の *mancipia* が譲渡された。

1) 第361号。ゴデベルトは、ハンドシュスハイムに関係のある他の書状のなかにおいてはみうけられないし、また、Lobdengau ののこりの村落においてもみうけられない。

2) 第351号。Wolfbert ならびに Rutbert は、ドッセンハイムにおける証人であり (774年の第399号)、Rutbert は、ハンドシュスハイムにおける802年の証人である (第363号)。

3) 第319号。おなじなまえをもち、しかも Lobdengau からのいろいろの書状のなかにみられる他の諸人物とルトペルトとを同一視することは、なんら明確な結果をあたえるものではない。

4) 第331号。同時に、一つのぶどう園がギッレンバッハ村において譲渡された。

- 5) 第468号。
- 6) 第392号。
- 7) 第689号。屋敷地と、耕地ならびに森林全体の半分。それだけではなく、9人の非自由民をともなったおなじような対象が、おなじ書状によって、Lobdengauの他の三つの村において譲渡された。
- 8) おなじ女寄進者 (Dietlint — Theutlinda) は、783年にロルシュにたいして、《quidquid in Suezzingen proprietatis habere videor》[Suezzingenにおいてわたしがもっているとみられる財産のすべてを] ——762号——譲渡した。

第4のグループ(第4グループ)は、5通の書状からなっている。このグループの寄進者たちは、ハンドシュスハイムにおいて一つずつ寄進をおこなっているが、しかし寄進の対象は、きわめて不明確である。すなわち、《rem meam》[わたしのものを]、《medietatem rerum nostrum》[われわれのもの半分の]、《quidquid in ipsis locis habere visi fuimus》[それらの場所自体においてわれわれがもっているとおもわれていたすべてのものを]。

- 1) 第279、第320、第321、第326、第2623号。

第5のグループ(第5グループ)は、ハンドシュスハイムにおいて1回以上寄進者としてあらわれた10人の人物の寄進を定式化した25通の書状をふくんでいる<sup>1)</sup>。寄進の対象の性格は、このグループにおける寄進者の風貌とおなじように、きわめて種々様々である。

- 1) 第282、第316、第344号。第285、第315号。第287、第302号。第300、第317号。

第301、第346、第347号。第313、第314、第387、第391号。第297、第355号。第318、第322号。第353、第366、第373号。第294、第343号。

まず第一に、このグループにおいてははっきりと区別されるのは、あきらかに Lobdengau においてきわめてゆたかな所有者であり、勢力のある人物であったところの寄進者たちである。Erkanfrid は、このようなものである。彼は、767年には一つのぶどう園<sup>1)</sup>を、そして773年には妻の Waldrud といっしょに4モルゲンの土地と一つのぶどう園をのぞいてハンドシュスハイムにおいてもっていたすべてのもの<sup>2)</sup>を、ロルシュへ譲渡した。エルカンフリッドは、ハンドシュスハイムに関係のある15通以上の書状において、また、Lobdengau の他の七つの村落からの20通の書状において、証人としてあらわれた。Waccho もおなじような型の寄進者であった。766年ならびに773年には、彼は、一つずつぶどう園を譲渡し<sup>3)</sup>、778年には、ハンドシュスハイムにおいてその耕地、ぶどう園、そして彼がここでもっていたすべてのものを、ロルシュへ譲渡した<sup>4)</sup>。783年における二つの寄進によって、彼は、屋敷地における地面とぶどう園とを譲渡した<sup>5)</sup>。792年の第356号の書状によって定式化されたハンドシュスハイムならびに他の二つの居住地点における広範な寄進は、「彼の魂の救済のために」<sup>6)</sup>おこなわれた。

- 1) 第285号。
- 2) 第315号。このおなじ書状によって、さらに Loodengau の他の二つの村落と Lobdengau 外における一つの村落とにおいておこなわれた彼の寄進が、定式化されている。寄進の対象については、書状では、つぎのようにのべられている。《quantumcumque ego Erkanfrid coniungi [conjungi] meae Weldrudae per dotis titulum condonavi》[わたくし Erkanfrid がわたしの妻 Weldrud へ嫁資の名目で贈与したすべての量のものを]。
- 3) 第282、第316号。
- 4) 第344号。ハンドシュスハイム外において、彼は778年に、フーフェ、13モルゲンの土地、ぶどう園、そして屋敷地を譲渡した(第793号)。彼は、第275、第698、第794号の書状においては証人としてあらわれた。
- 5) 第346、第347号。
- 6) 寄進の構成分子のなかには、13人の非自由民もはいていた。

このような所有者的寄進者とならんで、より少くない財産を管理していた人物もまた、ハンドシュスハイムにおいて若干の寄進をおこなった。Ratfrid はこのようなものである。はじめ彼は、1モルゲンの耕地<sup>1)</sup>を、つづいて、家屋や建造物、そして森林における一つの占取地をのぞいてハンドシュスハイム・マルクにおいてそれに付属したすべてのものをともなった屋敷地を譲渡したが、それだけではなく、ジッケンハイムにおける2荷車分の乾草のとれる採草地と、2人の非自由民が、彼によって譲渡された<sup>2)</sup>。あきらかに、これらの寄進ののちにおいてもラトフリッドのもとには、ギッレンバッハにおいて土地財産がのこっていた。というのは、ギッレンバッハでは彼のなまえが、証人のあいだで2回みられるからである。Walther は、はじめはぶどう園<sup>3)</sup>を、つづいて妻の Theoda といっしょに、4人の非自由民、フーフェ、そしてハンドシュスハイムにおいて彼らに所属したすべてのもの<sup>4)</sup>を譲渡した。10年たってから、ヴァルトヘル「魂のやすらぎ」のために、さらに一つのぶどう園が譲渡された<sup>5)</sup>。767年の書状<sup>6)</sup>において証人としてはじめてハンドシュスハイムにあらわれた Gunther は、つぎの年には、ぶどう園における自分の持前をロルシュへ譲渡した<sup>7)</sup>。773年には、「わたしの母がわたしにのこしてくれたものや、このおなじ村ならびにマルクにおいてわたしに所属したもののすべて」<sup>8)</sup>が、彼によって寄進されている。このようにして、あきらかに Gunther は、ハンドシュスハイムにおいて所有者であることをやめた。それゆえ、彼は、おそらくつぎの年からは、寄進のさいの証人のなかには存在しなかったであろう。

- 1) 第318号(773年)。
- 2) 第322号(778年)。
- 3) 第294号(767年)。
- 4) 第343号(782年)。



- 5) 第355号。ヴァルトヘルは、おそらく第313号(772年)および第322号(778年)の書状における証人としてあらわれたであろう。
- 6) 第292号。
- 7) 第300号。
- 8) 第317号。

Erkanbald と彼の妻 Wieldrudis が最初に寄進者としてあらわれたのは790年であるが、この年には彼らは、ハンドシュスハイムにおいて2モルゲンの土地と、1荷車分の乾草のとれる小採草地とをロルシュへ譲渡した<sup>1)</sup>。16年たってから、彼らと彼らの息子 Altwin は、ぶどう園、3モルゲンの耕地をハンドシュスハイムにおいて、《et in Uluensheim I iurnalem [jurnalem], et in Sickenheim in Nordinowa in duobis locis prata》<sup>2)</sup> [そして Uluensheim において1ユルナールを、また Sickenheim ならびに Nordinowa において2箇所を採草地を] 寄進した。820年にはこれらの寄進者たちは、さらに1モルゲンの耕地をハンドシュスハイムにおいてふたたびロルシュへ譲渡した<sup>3)</sup>。Giselhelm は、ハンドシュスハイムならびにギッレンバッハという隣合せの村に存在した経営の所有者であった。はじめの村では彼は、証人として4回あらわれ<sup>4)</sup>、つぎの村では1回あらわれた<sup>5)</sup>。ギゼルヘルムは、隣合せの森林で2—3の地面を開墾した。彼は、これらの地面のなかの一つを、オデンヴァルドにおいて772年に、ラックスバッハ河の地域における他の占取地の第三の部分といっしょにロルシュへ譲渡し、すこしときがたってから、彼は、この占取地ののこりの二つの部分をも寄進した<sup>6)</sup>。772年にはロルシュは、ラックスバッハ河のほりにある浸水した採草地にたいする持前をもうけとった。776年と782年にはギゼルヘルムは、ギッレンバッハにおける二つのぶどう園を、772年には、おなじ場所で1モルゲンの土地を譲渡した<sup>7)</sup>。

- 1) 第353号。
- 2) 第366号(806号)。イルヴェスハイムにおいてはエルカンバルドの財産は、1モルゲンにとどまるものではなかった。以前に、つまり782年に、彼はここで、さらに1モルゲンの土地を譲渡していたのである——第464号——。
- 3) 第373号。
- 4) 第279、第291、第304、第357号。
- 5) 第388号。
- 6) 第313、第314号。
- 7) 第313、第314、第387、第391号。

767年に Olo といっしょに半モルゲンの土地を寄進した<sup>1)</sup> Rozulph は、792年に一つのぶどう園をロルシュへ譲渡した<sup>2)</sup>。おなじような寄進をおこなったのは Gautser であり、彼は、766年にはぶどう園の小さな面積を、768年にはさらに一つのぶどう園の第三の部分寄進した<sup>3)</sup>。Rozulph ならびに Gautser が、これらの寄進ののちにおいてもあいかわらずハンドシュスハイムにおいて土地所有者であったかどうかとい

うことをのべるのはむずかしい。

- 1) 第297号。
- 2) 第355号。
- 3) 第287、第302号。

8世紀の最後の三分の一のあいだにハンドシュスハイム村においてロルシュがおこなった獲得の多種多様な状況は、このようである。この状況は、まず第一に二つの見地から、すなわち、修道院の管理のもとに集中された土地ならびに他の財産の複合体の評価という見地、および、この複合体が発生してきたさいの農業関係の分析という見地から考察することができる。もちろん、このばあい、8世紀後半にハンドシュスハイム村においてはなにが生じつつあったかを完全にえがきだすためには、われわれは、一面性をさけるために、この状況を両方の視角から考察しようとするとならなければならない。しかし、第二の見地が、われわれの今後の考察の出発点でなければならない。

765年から800年にかけて83名の人間が、ハンドシュスハイムにおいてロルシュへ寄進した<sup>1)</sup>。しかし、この村における所有者の構成は、彼らだけにつきるものではない。すでに指摘しておいたように、個々の書状では、譲渡されるぶどう園の地面を記述するさいに、となりの土地の所有者のなまえが記述されている。彼らのなかにわれわれは、ロルシュへの寄進者としてはあらわれたことのない6名の人物をみいだす<sup>2)</sup>。彼らのなかの3人については、彼らは、その経済活動の点でハンドシュスハイムと十分に関連があり、それゆえ、ロルシュへの他の人物の財産譲渡にさいしての証人としてしばしばあらわれたと主張することが十分に可能である<sup>3)</sup>。ハンドシュスハイムからの書状のなかにそのなまえがみいだされるが、しかしここでは寄進者としてあらわれないところの他の70名以上の証人のなかで、若干の部分は、争う余地もなく、この村で土地財産をもっていた<sup>4)</sup>。しかし、ハンドシュスハイムにおける所有者の数は、この範囲の人物だけにもとどまるものではない<sup>5)</sup>。このようにして、もしもわれわれが、765年から800年にかけての時期における土地所有者の総数を、ここでは100—110名の法律上の人物であると規定するならば、それは、われわれが、そこに実際に存在した所有者の数を誇張するというよりはむしろ、ひかえめにのべることになるであろう。

- 1) もちろん、われわれがまえにおこなった寄進者のグループわけは、修道院記録集資料の研究にさいして適用しなければならないあたらしい図式の役割をけっして要求するものではない。われわれの意見によれば、どの寄進者にたいしても適用する普通的な図式をつくりだすことは、とうてい可能なものであるとは考えられないし、また、事柄の研究にとってのみりあるものとはとうてい考えることができない。なぜならば、このような図式は、種々様々な修道院記録集の具体的特質を把握することが不可避免的にできないだけでなく、同一の修道院記録集（とくに、ロルシュ修道院記録集のようなもの）の範囲内の種々様々なグループの書状の具体的特質を把握することも不可避免的にできないからである。「われわれは、初期封建時代の寄

進状を研究するさいに統計的方法を適用しうるかどうかという問題を、一般的に提起しなければならない」(論文集『中世』第7集、15—16ページ〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、211ページ])というエリ・テ・ミリスカヤの意見とはちがって、われわれは、それとともに書状のグループわけは、とくに隣接諸村落に関係のある多数の書状が存在するばあいには、けっして無益な仕事ではないと考える。考察の対象となる書状の特質を考察するこのようなグループわけによって、われわれは、いろいろの重要な考察をおこなうことができる。といっても、もちろん、えられた結果は、歴史的現実の全面的な反映を要求することではない。

- 2) 第282号におけるWigram、Angilrada。第283号におけるBern、Baldoin。第308号におけるGiubodo、Hegmerad。
- 3) 第282、第344号におけるBern。第282、第324、第329号におけるBaldoin。第348、第352号におけるLiubodo。
- 4) このことは、すくなくとも、しばしば証人としてあらわれた人物——11通の書状におけるHildibald、7通の書状におけるSigefrid、4通の書状におけるHartbert、Ruthard、3通の書状におけるWanig、Wolfgrim、Snarig、Ermanfrid、Erlold——のばあいには、きわめて明瞭であるとみななければならない。それとともにわれわれは、すべての証人が、ハンドシュスハイムにおける所有者であったなどのべることはできない。隣村における所有者も、また、寄進状を定式化するさいに出席した他の人物も、証人となりえたのである。それにもかかわらず、もしもわれわれが証人簿を、寄進者名簿や、ハンドシュスハイムにおける所有者であったことが争う余地もない他の人物の名簿と比較対照してみるならば、第一の名簿ならびに第二の名簿のなかにすくなくとも30名の人物が存在していることは疑いない。おなじようにわれわれは、Lobdengauに関係のあるいろいろの書状のなかでつぎのような一つの書状にたいしても、注目しなければならない。すなわち、その書状のなかでは、証人は、土地財産がロルシュへ譲渡された諸村落における自由民のすべである、とべられている。《Isti sunt testes qui hoc viderunt et audierunt, omnes ingenui de Wibilingen, et Bergeheim, et Ebbelenheim, et in Blankenstat, et in Suezzingen》〔これは、Wibilingen, Bergeheim, そして Ebbelenheim にかんする、また、Blankenstat, Suezzingen におけるすべての自由民であるとおもわれ、また伝え語られた証人たちである〕——第730号(590—810年)——。
- 5) たとえば、第302、第329、第351号を参照せよ。(以下、次号)

——論文集『中世』第8集(ソ連邦科学アカデミー刊・1956年)、所収——

(福 富 正 実 訳)